

古平町立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

古平町教育委員会

## 目次

1. 計画の趣旨、現状.....	1
2. 目標 .....	1
3. 計画の期間 .....	2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 .....	2
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて .....	3

## 1. 計画の趣旨、現状

### (1) 計画の趣旨

本計画は、古平町立学校の教育職員の業務の適正管理及び健康確保を図ることによりワーク・ライフ・バランスを整えることで、教育職員の能力をより一層発揮し子どもたちの学びを充実させることを目的とし、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき計画を策定する。

### (2) 古平町の現状

古平町では、学校の教育職員の在校等時間の上限を定める方針として、「古平町立学校における働き方改革アクションプラン」(以下、「アクションプラン」という。)を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んでいる。

アクションプランの取り組みの結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の現状は以下のとおりとなった。

#### 【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月26.7時間	5.9%	0%
中学校	月55.3時間	75.0%	8.3%

時間外在校等時間が月45時間を超えたことがある職員の割合が34%以上と多くなっている。特に中学校では部活動の指導等の業務の負担が大きくなっており、部活動の休養日の完全実施、外部指導者の活用等を図ることによって、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

## 2. 目標

本計画において達成を目指す目標は次のとおり。

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・1ヶ月時間外在校等時間が45時間を超えたことがある職員の割合を小学校においては100%以下に、中学校においては50%以下にする。
- ・1年間における1ヶ月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

### (2) ワーク・ライフ・バランスに関する目標【カッコ内は令和6年度の数値】

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を18日以上にする。【17.2日】
- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%未満にする。【10%】

### 3. 計画の期間

令和8年度

※現在のアクションプランの計画が令和6年度から令和8年度までであり、次回の本計画策定時はアクションプランと計画期間の整合性を図る。

### 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

古平町では本計画期間中の重点事項として以下の内容に取り組む。

#### (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

##### ア 学校以外が担うべき業務

- 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
  - ・児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。また、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
- 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
  - ・放課後から夜間の見回りについては、保護者・地域住民が行っている見守りに委ねることとし、学校における自主的な見守りは原則行わないこととする。
  - ・補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて共有する。

##### イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- 調査・統計等への回答
  - ・調査内容、回答方法などを精査し、学校の事務負担を軽減する。また校務支援システムの機能等を活用することによって回答に係る事務負担を軽減する。
  - ・授業中の活動支援を行う学習支援員について全校に配置する。
- 部活動
  - ・休日の全ての部活動について地域展開を進めることができるよう取組を推進する。また活動時間等の適正化を図るとともに、部活動指導員の配置拡充を進める。

##### ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- 授業準備、学習評価や成績処理
  - ・採点作業等を補助する地域の住民を募集し協力を得るなど負担を軽減する。
  - ・校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。
- 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・スクールソーシャルワーカー等、専門的な知見を活かしつつ教職員と町長部局が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・不登校児童生徒に対して学校以外の居場所の提供やオンラインでの学習補助を行うなど教育委員会と学校が連携しながら対応する。

## (2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1,086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

## (3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- ・1ヶ月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に町長部局が指定する産業医による面接指導を勧奨する。
- ・11時間を目安とする勤務間のインターバルの確保に取り組む。
- ・ストレスチェックの実施率100%を維持し、実施後の結果等も活用して職場改善を図る。
- ・年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。

## 5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度古平町のHPで公表する。
- ・学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉分野に関する人材の確保に努め、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入している校務支援システムで把握し、その他の目標については本町で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、町長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本町における業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。